

日本社会人団体馬術連盟・新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【基本的方針】

本大会は(公社)日本馬術連盟の「馬術競技会における新型コロナウイルス「COVID-19」感染拡大予防ガイドライン※」に基づき開催する。参加者、役員等競技会に関わる者および来場者の生命と健康を最優先に細心の注意を払い、安全に競技運営がおこなえるようにする。※開催時点で最新の版に準ずるものとし、本ガイドラインにおいても適宜改版する場合があります。

【馬術競技会開催時の感染防止策】

当連盟は、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、各事項について、連盟ホームページ、SNS等を活用して配信するなど適切な場所に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、当連盟だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組める体制を作ります。これを遵守できない参加団体には、他の参加団体の安全を確保する等の観点から、競技会への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。

(1) エントリー時点での確認事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（毎日確認）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・のどの痛みなどの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 競技会開催期間中使用するマスクを持参すること（騎乗していない時は、原則マスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者等関係者との距離（2mを目安に最低1m）を確保すること。
- ⑤ 競技会期間中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために当連盟が決めたその他の措置の遵守、当連盟の指示に従うこと。
- ⑦ 競技会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、当連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 大会役員、補助員、選手、厩舎に入る者、参加者の帯同者には、氏名、住所、発症した際の感染経路確認への協力に同意する誓約書ならびに、健康観察・行動記録を下記のいずれかの方法で提出すること。
 - ア 提出については大会ホームページの専用フォームからの直接入力
 - イ 大会ホームページからそれぞれのファイルをダウンロードして、大会当日に大会本部に提出

(2) 大会期間中の受付時

- ① 問合せや資料提出などで受付に来られる場合は、各団体1名ずつでお互いにソーシャルディスタンスを取り、順番に対応するようにすること。
- ② エントリー費や厩舎使用料等は、請求額確定した後、後日振り込みとすること。
- ③ 来場者はできる限り分散して移動すること。
- ④ 競技期間中における集団での飲食を伴う交流、接待を伴う飲食店の利用は自粛すること。

(3) 当日参加者への対応

1) 体調確認

すべての選手及び関係者・来場者は当ガイドラインを遵守し、感染防止に十分な配慮をするとともに、「健康観察・行動記録」を団体ごとに毎日競技開始前に提出すること。

2) マスクの準備等

騎乗時以外は原則マスクを着用すること。マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があり、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなるため、騎乗中、運動中のマスク着用は義務としない。息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外して、休憩を取る等、無理をしないよう留意すること。

(4) 当連盟で準備する事項

当連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策責任者を指名して、会場内における各施設において、関係者による下記防止対策が実行されているか確認する。

1) 施設における3つの密の回避

- ① 厩舎の中においても、人と人との適切な距離を維持することが求められるため、収容する馬の馬房間隔をできるだけあけるように配慮するので、乗馬クラブ関係者以外の厩舎への立ち入りは禁止とする。
- ② 練習馬場あるいは待機馬場に入る人数を制限するとともに、騎乗者以外の入場者にはマスクを着用してもらい、人と人は適切な距離をとることを徹底すること。
- ③ 審判席、放送室など役員が運営のために使用する諸室は、アクリルボード、ビニールカーテンなどのパーティションを設置する。

2) 落馬時のメディカルチェック

落馬時のメディカルチェックに際しては、チェック前に、参加者には当連盟で用意したマスクを提供し、着用を促す。また、救護医師をサポートする役割を担う可能性の高い競技役員、補助役員は、マスクの他、ゴム手袋（使い捨てグローブ）を着用する。

3) 手洗い場所

参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保する。トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

- ① 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意するが、できるだけマイタオルを持参するように促す。
- ④ トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する。
- ⑤ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

4) 更衣室、休憩場所

更衣室、休憩場所は、感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

5) 飲食物の提供時

飲食物を役員等に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- ② 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスク、手袋を着用させる。

6) 観客の管理

一般観覧者が入場する際は、当ガイドライン記載事項に十分配慮していただき、遵守されない場合には途中退場を求めたりすることがある。

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を着脱した後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。

(5) 参加者が運動を行う際の留意点

- ① 感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。強度が高い

運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

※感染予防の観点からは、2mを目安に最低1mの距離を空けることが適当である。

② その他

ア 騎乗中に限らず、唾や痰をはくことは行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、周囲の人との距離を適切にとって対面を避け、会話は控えめにすること。

エ 飲みきれなかった飲み物等を指定場所以外に捨てないこと。

(6) その他の留意事項

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者に提出を求めた情報(上記(3)1))については、令和3年12月31日まで保存する。また、競技会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

最新の情報などについては連盟ホームページ(<https://www.jbg.jp/>)等に掲載する。

以上